

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県徳島市北沖洲三丁目164番地2

氏 名 株式会社鷹鉾組
代表取締役 下坂 登

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和4年6月16日

許可の有効年月日 令和9年6月15日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿

（以上11種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年6月16日	新規許可
平成9年5月27日	変更許可
平成9年6月16日	更新許可
平成14年6月16日	更新許可
平成14年7月5日	変更許可 (紙くず, 繊維くず, ゴムくずの追加)
平成19年7月24日	更新許可
平成23年12月13日	変更届出 (石棉含有産業廃棄物の追加)
平成24年7月4日	更新許可
平成29年8月21日	更新許可
令和2年12月4日	変更届出 (水銀含有ばいじん等の廃止)
令和3年2月18日	変更許可 (動物のふん尿の追加)
令和4年6月16日	更新許可

以下余白